

1 日程等について

(1) 出願期間

令和8年4月20日(月)～5月15日(金)

(2) 第1次選考

○ 実施日 令和8年7月11日(土)

○ 会場 筆記試験は、仙台二華中学校・高等学校、工業高等学校、第二工業高等学校
(以上県内会場)

東京大学駒場Iキャンパス(東京会場)

(3) 第2次選考

○ 実施日 令和8年8月26日(水)～28日(金)、9月1日(火)・
2日(水)のうち県教育委員会が指定する1日
実技試験 9月3日(木)

○ 会場 県総合教育センター

(4) 発表

○ 第1次選考 令和8年7月31日(金) 午前10時
Webページへの掲載及び郵送

○ 第2次選考 令和8年9月30日(水)午前10時
Webページへの掲載及び郵送

2 選考要項における昨年度からの主な変更点について

(1) 出願資格確認書類や加点等の申請書類の提出は、電子申請により行う。

(2) 個人面接、集団討議及び実技試験の評価の観点を見直す。
「みやぎの教員に求められる資質能力」との関連性を明確化

3 採用者数の見込みについて

令和9年度選考は、335名程度の採用を予定している。

(内訳:小学校140名程度、中学校90名程度、高等学校100名程度、養護教諭5名程度、栄養教諭若干名)

(参考)令和8年度選考は、310名程度の採用予定と表記。

1 総括

(単位:人)

		全日制課程		定時制課程	
		令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度
中学校卒業予定者数 ※1		19,147	19,269	—	—
募集定員 (a)		13,400	13,440	960	960
第一次募集	出願者数	12,517	13,349	370 (3)	397 (3)
	出願倍率 (倍)	0.93	0.99	0.39	0.41
	欠席者数	171	207	8	7
	受験者数	12,346	13,142	362 (3)	390 (3)
	受験倍率 (倍)	0.92	0.98	0.38	0.41
	合格者数 (b)	11,004	11,361	346 (2)	385 (3)
併設型中学校から併設型高等学校への入学※2		(192)	(196)	↑	↑
連携型選抜 ※3	募集人数	(72)	(72)	(注) ()内数字は、社会人特別選抜合格者数で内数。	
	出願者数	(30)	(34)		
	合格者数	(28)	(34)		
第二次募集	募集人数	2,397	2,081	614	575
	出願者数	88	149	32	28
	受験者数	86	149	31	28
	合格者数 (c)	83	143	25	26
全合格者数 (d)=(b)+(c)		11,087	11,504	371	411
充足率 (%) (d)÷(a)*100		82.7%	85.6%	38.6%	42.8%

※1 中学校卒業予定者数は、令和8年度は令和7年5月1日現在、令和7年度は令和6年5月1日現在の数字である。

※2※3 併設型中学校から併設型高等学校への入学及び連携型選抜の数値は、第一次募集の出願者数・受験者数・合格者数の内数である。

全国募集選抜※4	出願者数	受験者数	合格者数
	12	11	11

※4 第一次募集人数の外数である。

<通信制課程>

(単位:人)

		通信制課程(一期)		通信制課程(二期)	
		令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度
入学者選抜	募集定員	450	450	50	50
	募集人数 ※5	450	450	247	216
	出願者数	133	177	9月受付	6
	受験者数	133	177	9月実施	6
	合格者数	133	177	9月実施	6

※5 二期の募集人数は、全定員500人から、一期合格者と転編入学者の人数を引いた数である。

2 学科別出願者数・合格者数等

(1) 全日制課程

(単位:人)

	学 科	募集定員	第一次募集		中高一貫教育 進学者数	第二次募集 合格者数	全合格者数
			出願者数	合格者数			
1	普通	8,600	8,566	7,469	210	49	7,518
2	農業	640	557	487	—	4	491
3	工業	1,480	1,340	1,200	—	6	1,206
4	商業	1,000	847	753	10	13	766
5	水産	200	166	165	—	0	165
6	体育	120	104	101	—	1	102
7	英語	80	82	80	—	0	80
8	家庭	120	64	59	—	2	61
9	看護	40	39	36	—	0	36
10	理数	120	160	120	—	0	120
11	美術	40	59	40	—	0	40
12	総合	800	360	357	—	8	365
13	福祉	40	17	17	—	0	17
14	災害科学	40	48	40	—	0	40
15	探究	80	108	80	—	0	80
計		13,400	12,517	11,004	220	83	11,087

(2) 定時制課程

(単位:人)

	学 科	募集定員	第一次募集		中高一貫教育 進学者数	第二次募集 合格者数	全合格者数
			出願者数	合格者数			
1	普通	720	347	325	—	20	345
2	工業	240	23	21	—	5	26
計		960	370	346	—	25	371

3 地区別出願者数・合格者数(全日制)について

	地 区	募集定員	第一次募集		中高一貫教育 進学者数	第二次募集 合格者数	全合格者数
			出願者数	合格者数			
1	刈田・柴田	1,120	799	779	—	17	796
2	伊 具	280	143	143	—	2	145
南部地区		1,400	942	922	—	19	941
3	亘理・名取	920	921	814	—	7	821
4	仙台南	2,320	2,899	2,302	102	1	2,303
中部南地区		3,240	3,820	3,116	102	8	3,124
5	仙台北	2,720	3,099	2,522	—	12	2,534
6	塩 釜	1,000	1,091	942	—	6	948
7	黒 川	440	353	345	—	2	347
中部北地区		4,160	4,543	3,809	—	20	3,829
8	大 崎	1,200	827	811	90	14	825
9	遠 田	400	223	218	—	2	220
10	登 米	560	440	438	—	0	438
11	栗 原	440	279	274	—	2	276
北部地区		2,600	1,769	1,741	90	18	1,759
12	石 巻	1,400	1,072	1,050	—	18	1,068
13	本 吉	600	371	366	28	0	366
東部地区		2,000	1,443	1,416	28	18	1,434
総 計		13,400	12,517	11,004	220	83	11,087

※ 中高一貫教育進学者数は、連携型選抜合格者数と併設型中学校から併設型高校への進学者数を合わせたもの。

4 学科別出願倍率推移について

(単位:倍)

学 科	出願倍率				
	R8	R7	R6	R5	R4
1 普通	1.00	1.06	1.06	1.11	1.09
2 農業	0.87	0.81	0.92	0.83	0.84
3 工業	0.91	1.01	0.91	0.96	0.97
4 商業	0.85	0.86	0.94	0.87	0.79
5 水産	0.83	0.71	0.67	0.55	0.49
6 体育	0.87	0.78	0.89	0.85	0.93
7 英語	1.03	1.40	1.10	1.11	1.09
8 家庭	0.53	0.61	0.67	0.73	0.82
9 看護	0.98	1.23	1.00	1.20	1.45
10 理数	1.33	1.27	1.42	1.54	1.57
11 美術	1.48	1.80	1.30	1.60	1.18
12 総合	0.45	0.56	0.64	0.64	0.66
13 福祉	0.43	0.40	0.60	0.93	0.65
14 災害科学	1.20	1.50	1.35	0.95	0.98
15 探究	1.35	1.51	1.41	1.31	1.79
全日制課程	0.93	0.99	1.00	1.02	1.01
定時制課程	0.39	0.41	0.40	0.37	0.34

5 地区別出願倍率(全日制)について

(単位:倍)

地 区	出願倍率				
	R8	R7	R6	R5	R4
南部地区	0.67	0.77	0.78	0.85	0.76
中部南地区	1.18	1.18	1.21	1.23	1.20
中部北地区	1.09	1.21	1.18	1.21	1.20
北部地区	0.68	0.76	0.76	0.76	0.78
東部地区	0.72	0.70	0.74	0.79	0.80
総 計	0.93	0.99	1.00	1.02	1.01

6 学力検査の結果(速報値)について

(満点は各教科とも100点)

(単位:点)

	項目/教科等	国 語	数 学	社 会	英 語	理 科	総 点
全 日 制	平 均	61.8	50.2	60.5	48.7	58.3	279.4
	最 高	94	100	100	100	100	481
	最 低	0	0	0	0	0	42
	前年度平均	58.6	47.0	56.1	55.5	57.4	274.7
定 時 制	平 均	34.8	13.3	28.2	17.9	30.5	124.6
	最 高	79	61	76	86	67	339
	最 低	0	0	0	0	0	36
	前年度平均	32.9	11.2	22.8	21.7	29.2	117.7

7 第一次募集の追試験について

3月10日(火)実施

実施校 県立・市立あわせて 39校

受験者 全日制・定時制あわせて 75人

《 高等部 》		(R8.4.1 現在) (単位:人)												
障害種別	学校名	学科	修業年限	募集定員	①第一次		不合格者数	②第二次		不合格者数	合計		備考 (二次募集 実施状況)	
					出願者数	合格者数		受検者数	合格者数		受検者数	合格者数		
視覚	視覚支援学校	普通科	3	11	8	8	0	0	0	0	8	8	出願なし	
		保健医療科	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	出願なし	
		小計	—	19	8	8	0	0	0	0	8	8		
聴覚	聴覚支援学校	普通科	3	8	2	2	0	0	0	0	2	2	出願なし	
		工業技術科	3	8	1	1	0	0	0	0	1	1	出願なし	
		生活デザイン科	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	出願なし	
		小計	—	24	3	3	0	0	0	0	3	3		
肢体	船岡支援学校	普通科	3	20	6	6	0	0	0	0	6	6	出願なし	
病弱	西多賀支援学校	普通科	3	11	3	3	0				3	3	出願なし	
	山元支援学校	普通科	3	3	3	3	0				3	3		
特別支援学校(視・聴・肢・病)小計			—	77	23	23	0	0	0	0	23	23		
知的障害	光明支援学校	普通科	3	36	25	25	0	0	0	0	25	25	出願なし	
	石巻支援学校	普通科	3	35	20	20	0	0	0	0	20	20	出願なし	
	気仙沼支援学校	普通科	3	19	10	10	0	0	0	0	10	10	出願なし	
	名取支援学校	普通科	3	19	31	31	0				31	31		
	角田支援学校	普通科	3	16	23	23	0				23	23		
	迫支援学校	普通科	3	11	12	12	0				12	12		
	金成支援学校	普通科	3	19	8	8	0	0	0	0	8	8	出願なし	
	古川支援学校	普通科	3	30	39	39	0				39	39		
	山元支援学校	普通科	3	11	4	4	0	0	0	0	4	4	出願なし	
	西多賀支援学校	普通科	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	出願なし	
	利府支援学校	普通科	3	23	29	29	0				29	29		
	小松島支援学校	普通科	3	19	22	22	0				22	22		
	秋保かがやき支援学校	普通科	3	8	17	17	0				17	17		
	松陵支援学校	普通科	3	11	21	21	0				21	21		
	岩沼高等学園	産業技術科	3	40	54	41	8				54	41		
	川崎キャンパス	産業技術科	3	8	2	7	0	0	0	0	2	7	出願なし	
	小牛田高等学園	普通科	3	24	31	24	7				31	24		
	女川高等学園	産業技術科	3	24	27	24	3				27	24		
秋保かがやき支援学校	産業技術科	3	32	34	32	2				34	32			
特別支援学校(知的障害)小計			—	388	409	389	20	0	0	0	409	389		
合計			—	465	432	412	20	0	0	0	432	412		

《 専攻科 》		(R8.4.1現在) (単位:人)												
障害種別	学校名	学科	修業年限	募集定員	①第一次		不合格者数	②第二次		不合格者数	合計		備考 (二次募集 実施状況)	
					受検者数	合格者数		受検者数	合格者数		受検者数	合格者数		
視覚	視覚支援学校	医療科	3	8	3	3	0	0	0	0	3	3	出願なし	
		保健医療科	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	出願なし	
		小計	—	16	3	3	0	0	0	0	3	3	出願なし	
聴覚	聴覚支援学校	産業工芸科	2	8	1	1	0	0	0	0	1	1	出願なし	
		機械システム科	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	出願なし	
		被服科	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	出願なし	
		理容科	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	出願なし	
		小計	—	32	1	1	0	0	0	0	1	1	出願なし	
合計			—	48	4	4	0	0	0	0	4	4		

多賀城跡とは…

- ✓ 古代の陸奥国府(地方行政官庁)で、奈良時代には鎮守府(軍事機関)が併置されました。
- ✓ 周囲は築地塀や材木塀で区画され、ほぼ中央に重要な政務や儀式、宴会などが行われた政庁がありました。
- ✓ 大正11年に史跡に指定されたのち、昭和35年より本格的な調査が開始、昭和41年には特別史跡に昇格しました。
- ✓ 昭和44年に宮城県多賀城跡調査研究所が設立し、以降、発掘調査と史跡整備を宮城県が、土地公有化と維持管理を多賀城市がおこなっています。



平城宮跡・大宰府跡と並び「日本三大史跡」の一つ
調査・整備は積極的に進められているが認知度は低い

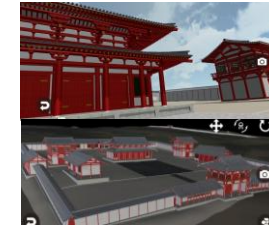
多賀城政庁の現状と課題

東北地方における古代国家の統治体制を象徴する歴史遺産であり、学術的・文化的価値が極めて高い史跡です。しかしながら、現状ではその価値が十分に伝わっておらず、保存と活用の両面において、いくつかの課題を抱えています。

したがって、今後は建物復元の可能性も含め、現代にふさわしい史跡の整備・運用のあり方を検討し、多賀城政庁の価値を高めていくことが求められます。



礎石・石組・石組溝などは露出展示
視覚的・体験的な魅力が足りない



復元イメージなどの情報提供
立体スケール伝達に改善余地あり



観光資源としての可能性は大
しかし知名度・集客力は限定的

政庁を復元することは①学術研究・②教育普及・③観光振興・④地域振興の側面で、大きな意義があると考えています。

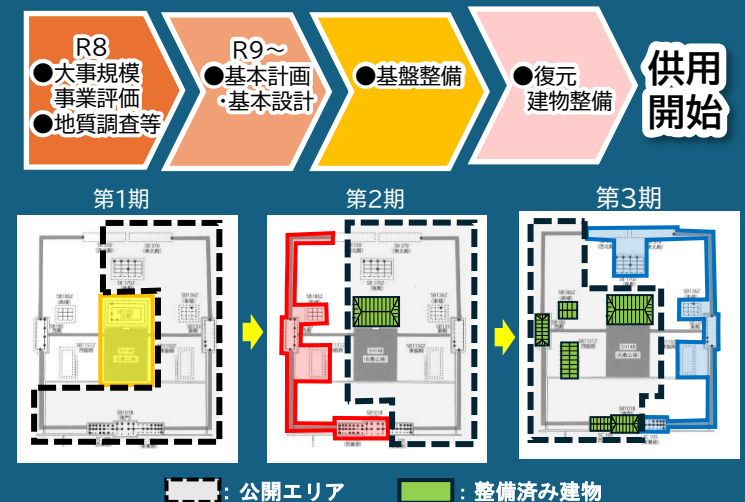
政庁復元の目的

- 1 政庁の実物大復元を通じて古代の地方統治空間を可視化することにより、学校教育や生涯学習における歴史理解と体験学習の深化に資します。
- 2 歴史的空間の再現により、多賀城跡の魅力を高め、文化観光のほか、多面的な利活用の誘致に資します。
- 3 復元された政庁を拠点に市民参加型のイベントや学習活動が可能となり、地元住民の史跡への関心と関与の促進に資します。

復元整備の基本方針

- 1 遺構の確実な保存を最優先とする。
- 2 学術的根拠に基づく整備とする。
- 3 伝統的な材料・工法を基本としつつ、安全性・耐久性等に配慮する。
- 4 段階的かつ公開性の高い整備を進める。
- 5 快適で知的好奇心を喚起する場に整える。

整備のすすめ方

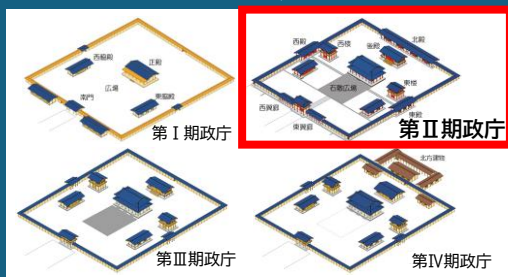


政庁の目指すべき姿

● 基本理念

古代東北の政治・文化の中心であった多賀城の中枢部・政庁の往時の姿を体感できる場として復元整備を進め、その歴史的価値を伝えるとともに、多様な主体による学びと交流を育む歴史探求拠点を目指します。

● 表現時期と対象遺構



これまでの整備との整合性を図り、最も荘厳な第II期(762年～780年)を復元を想定

歴史的・学術的価値や空間特徴を伝えるべく、第II期を構成する建物全ての復元を目指す

活用の方向性

● 政庁

- 1 展示復元建物内部の展示公開。
- 2 復元整備過程の情報発信。
- 3 政庁での体験・学習機会の創出。



空間展示



体験イベント



シアター「多賀城炎上」

● 政庁跡を含む多賀城跡 全域およびその周辺

- 1 史跡の理解と周遊の拠点となる展示・案内機能の充実。
- 2 体験共創型の史跡への転換。

推進体制

- 史跡の保存と活用を一体的に推進していくため、持続的な管理運営につなげていく視点が重要。
- ✓ 県及び多賀城市の行政内部の横断的連携、民間事業者や市民等とのパートナーシップの構築が必要。
- ✓ 地域が主体となって継続的に活動を展開できるような仕組みなどの構築について検討を進める。

多賀城政庁復元整備に向けた方針 (案)



宮城県教育委員会

目次

1 方針検討の主旨

- (1) 本方針の位置づけ
- (2) 本方針の対象範囲

2 これまでの多賀城跡

- (1) 多賀城跡の特徴とその歴史
- (2) 多賀城跡の保存・活用・整備
- (3) 政庁跡の整備
- (4) 建物復元の検討
- (5) 創建 1300 年に向けた整備
- (6) 多賀城創建 1300 年記念事業

3 政庁復元整備に向けた現状と課題

- (1) 現状
- (2) 課題

4 政庁復元整備の意義と目的

- (1) 政庁復元整備の意義
- (2) 政庁復元整備の目的

5 多賀城政庁跡の目指すべき姿

- (1) 基本理念
- (2) 復元整備の表現時期
- (3) 復元整備の対象遺構
- (4) 復元整備の基本方針

6 整備のすすめ方

7 活用の方向性

8 推進体制

1 方針検討の主旨

(1) 本方針の位置づけ

本方針は宮城県が復元整備を検討する「多賀城政庁跡」について、今後、取組を進めるにあたっての基本的な方針を示すとともに、事業の進め方などについて取りまとめるものである。

特別史跡多賀城跡の整備にあたっては、保存・活用・整備の基本方針である「保存活用計画」を踏まえ、整備の具体的な方針や方法を示した「整備基本計画」に基づく必要がある。保存活用計画については、管理団体である多賀城市により「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画」(平成23年〔2011〕策定)を改定するかたちで現在策定が進められており、本方針とこの新たな保存活用計画は整合をとることとする。また整備基本計画については、本方針が反映された保存活用計画をもとに、現行の「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」(平成28年〔2016〕策定)を改定する。

本方針はこれらの前提として取りまとめ、今後速やかな各計画改定に資するものとする。

(2) 本方針の対象範囲

本方針では主として政庁地区を対象範囲とする。ただし、特別史跡全体さらにその周囲の活用も検討することで、復元整備事業の方向性を示すものとする(図1)。



図1 多賀城跡全体図

2 これまでの多賀城跡

(1) 多賀城跡の特徴とその歴史

多賀城跡は、宮城県多賀城市市川・浮島の両地区にわたって所在する奈良・平安時代の陸奥国府として機能した城柵であり、奈良時代には鎮守府が併置されていた。標高 10～50m の起伏に富んだ低丘陵上を中心とし、南と西に一部沖積地（標高約 4 m）を取り込んだ遺跡の周囲は、一辺が 660～1,050m の歪な四角形に築地塀や材木塀で画されており、ほぼ中央に重要な政務や儀式、饗宴などが行われた政庁が置かれている。

政庁は東西 103m、南北 116m の外周りに築地塀が巡り、内部に正殿、脇殿、後殿、楼などが計画的に配置されていた。発掘調査の結果、政庁には大野東人の創建（第Ⅰ期）、天平宝字 6 年（762）の藤原朝彥による大改修（第Ⅱ期）、宝亀 11 年（780）の伊治公吽麻呂の乱による焼亡からの復旧（第Ⅲ期）、貞観 11 年（869）の陸奥国大地震からの復興（第Ⅳ期）の 4 時期の変遷があったことが判明している。第Ⅰ・Ⅱ期は奈良時代、第Ⅲ・Ⅳ期は平安時代で、終末は 11 世紀前半頃と推定されている（図 2）。

(2) 多賀城跡の保護

多賀城跡は、その歴史的な重要性が古くから認識されており、多くの学者の研究対象となるとともに、地元の人々によって大切に保護されてきた。特に政庁正殿跡については、畏れ多い聖域として認知され、『仙台金石志』（安永 4 年（1775））では「御座の間」と記載されている。

大正 11 年（1922）には「史蹟名勝天然紀念物保存法」により、高崎廃寺跡（後に多賀城廃寺跡と呼称）とともに「史蹟」に指定され、外郭線を含む多賀城跡の大部分が法的に保護されることとなった。

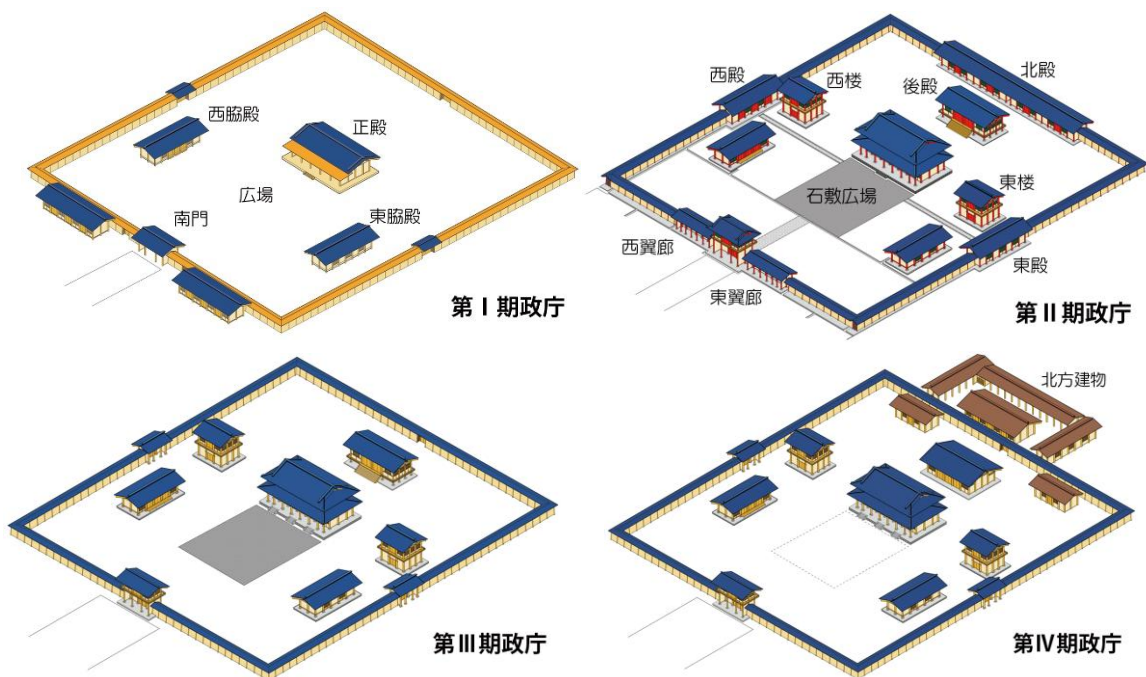


図 2 政庁の変遷

昭和 35 年（1960）、宮城県教育委員会は多賀城町（当時）、河北文化事業団と共催して多賀城跡とその付属寺院と考えられる高崎廃寺跡（多賀城廃寺跡）の学術調査を実施するため、東北大学文学部の伊東信雄教授を委員長とする「多賀城跡発掘調査委員会」を組織し、発掘調査 5 か年計画を策定した。

委員会は、事業初年度の昭和 35 年（1960）に多賀城跡と高崎廃寺跡の航空写真測量による地形図作成と遺跡の現況調査を行い、昭和 36 年度（1961）から本格的に発掘調査を開始した。昭和 36・37 年（1961・1962）に高崎廃寺跡、昭和 38 年（1963）から昭和 40 年（1965）まで多賀城政庁跡の発掘調査を実施し、廃寺跡については大宰府観世音寺と同様の伽藍配置をとる多賀城の付属寺院であること、政庁跡については平城宮など朝堂院的な建物配置をとることなどを解明している。

これらの成果を踏まえ、多賀城跡と多賀城廃寺跡は昭和 41 年（1966）に特別史跡に指定された。そして、両遺跡の環境整備計画が立案され、多賀城町では「特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備委員会」を組織し、環境整備に先立つ発掘調査を、昭和 41～43 年（1966～1968）には多賀城廃寺跡、昭和 43 年（1968）には多賀城政庁跡を対象として実施している。

昭和 44 年（1969）、宮城県はこれら一連の調査成果を継承し、急速に都市化が進む多賀城跡周辺地域での遺跡保護に万全を期す目的で多賀城跡調査研究所を設立し、特別史跡の調査研究と環境整備事業を直営で推進することにした。

発掘調査は、史跡の総合的な研究を目指して設置された「多賀城跡調査研究指導委員会」（平成 17 年度〔2005〕条例改正により「多賀城跡調査研究委員会」に名称変更）の指導のもとで 5 か年計画を策定し、これを積み重ねる方法をとった。その後、昭和 45 年（1970）に環境整備事業を開始し、昭和 51 年（1976）には多賀城市教育委員会による特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画の策定を受け、これとも連動するかたちで発掘調査および環境整備事業の 5 か年計画を積み重ねている（図 3・4、写真 1・2）。

総面積 1,076,835 m²に及ぶ特別史跡内の土地は多賀城市が公有化事業を進めており、令和 5 年（2023）3 月までに指定地の 62.9%（676,854 m²）が公有地化されている。発掘調査と環境整備は主として公有地を対象に実施しており、令和 5 年度までに 121,433 m²を調査し、175,031 m²を整備してきた（図 5・6）。

また、昭和 49 年（1974）には、宮城県を中心とした東北地方の歴史資料の収集保存と調査研究、さらに展示公開と教育普及をおこなう施設として、宮城県立の東北歴史資料館を特別史跡南東に設置した。この資料館は開館から 20 年を経過した頃から大幅な拡充整備が求められるに至り、新たに東北本線南側に土地を求め、平成 11 年（1999）には新時代に対応する人文系博物館として東北歴史博物館が開館した（写真 3・4）。

以上のように、特別史跡多賀城跡の保存管理および公開活用事業については、多賀城市（管理団体）が土地公有化事業と維持管理事業を、宮城県が発掘調査事業と環境整備事業並びに博物館運営を担当し、相互協力のもとでおこなってきた。

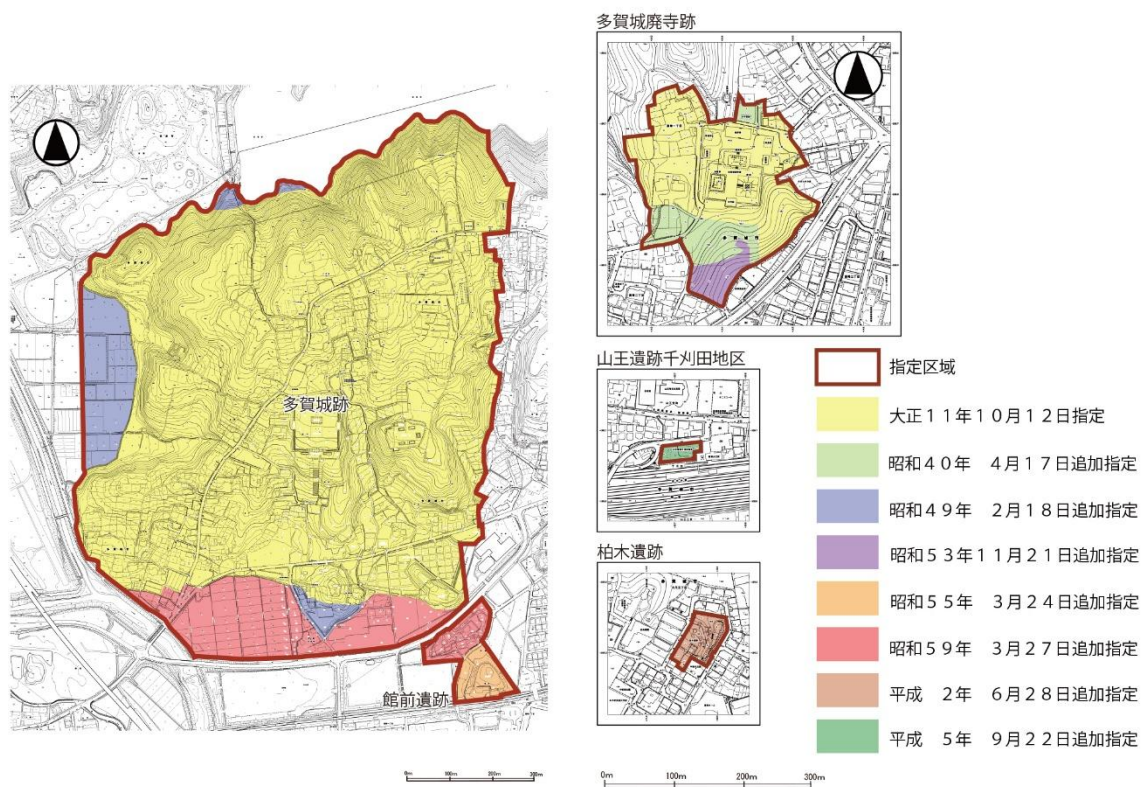


図3 特別史跡多賀城跡附寺跡指定範囲



写真1 多賀城跡航空写真

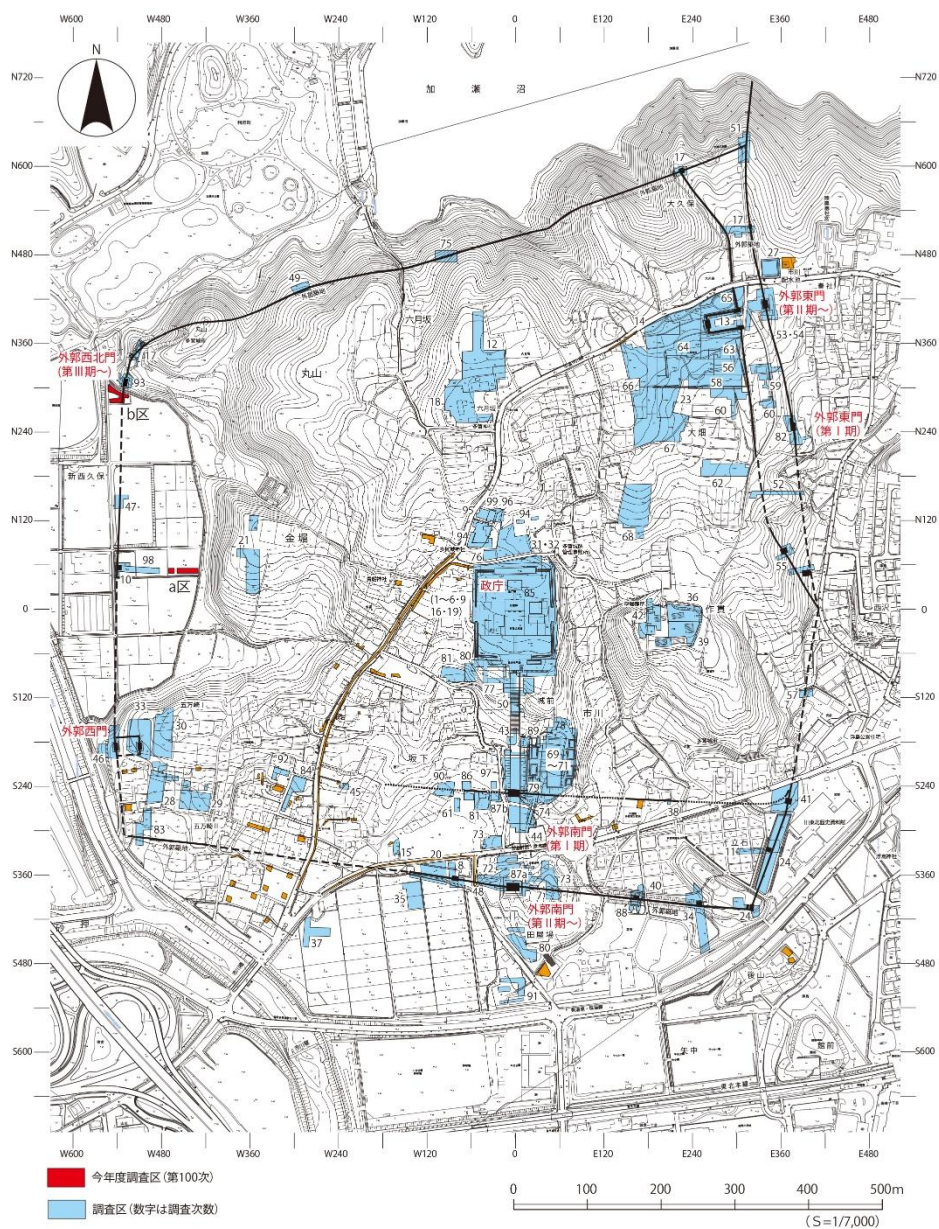


図4 多賀城跡発掘調査実績



写真2 発掘調査風景

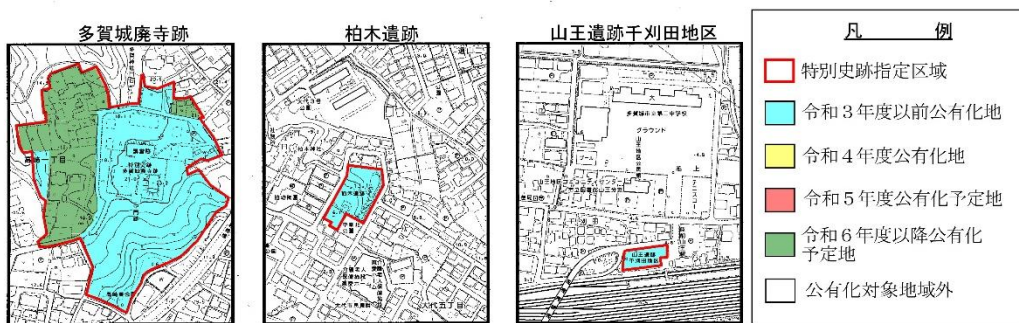
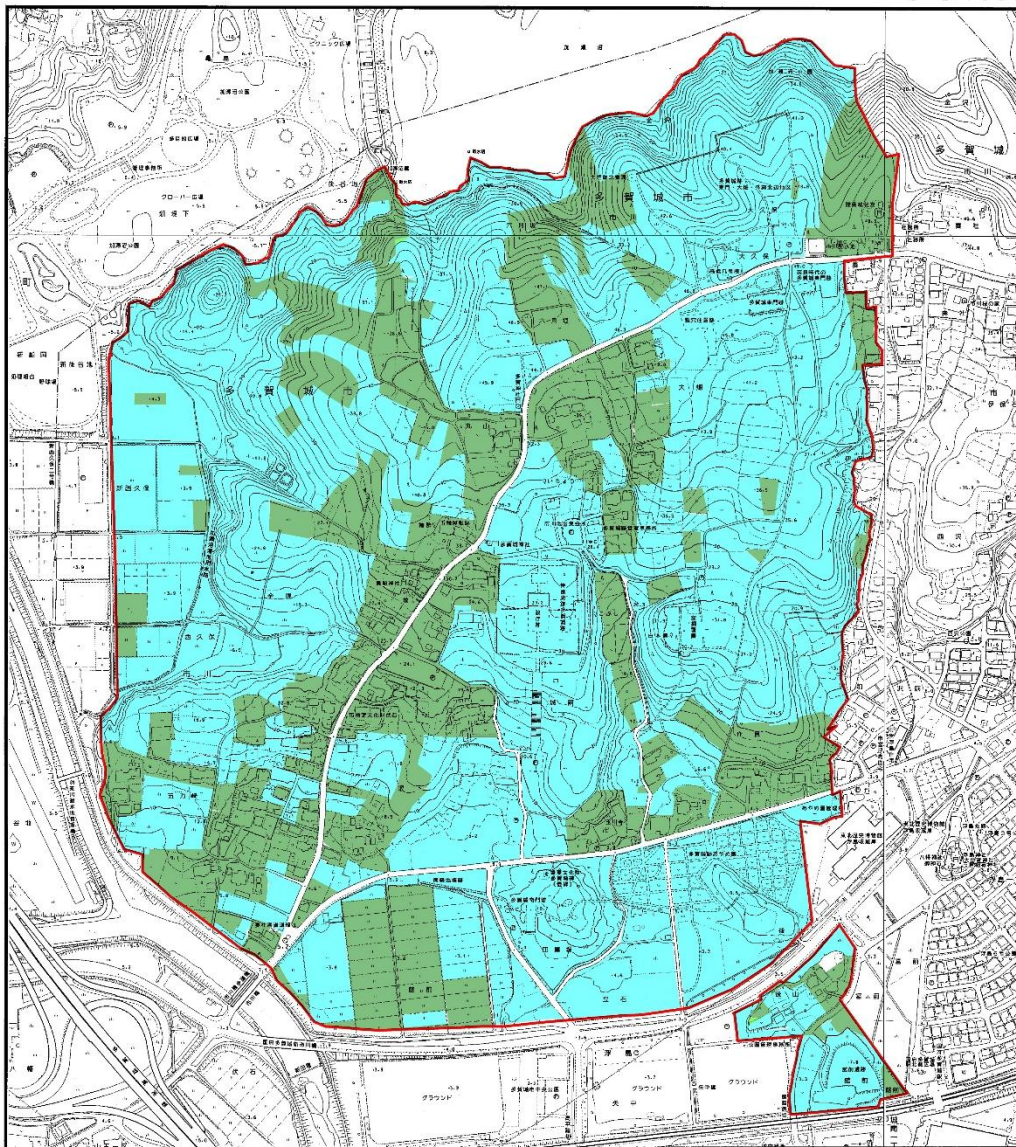
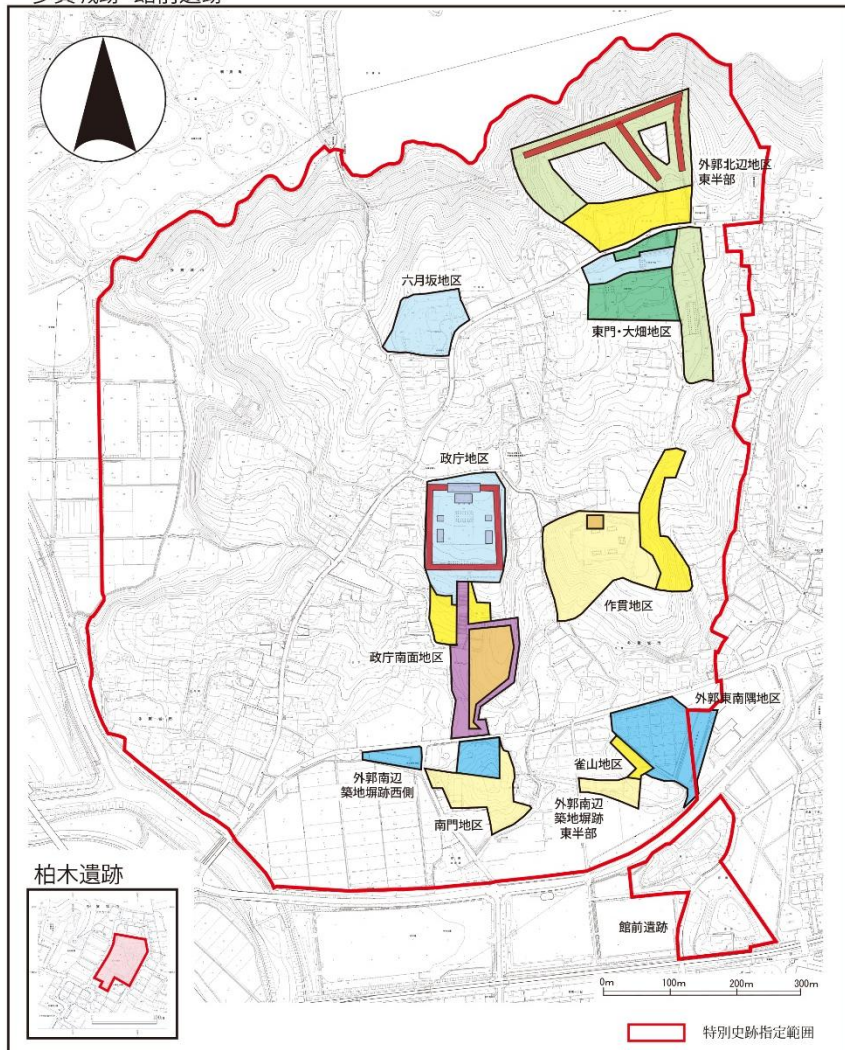


図5 多賀城跡附寺跡公有化実績

多賀城跡・館前遺跡



- | | | |
|--------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 第1次5ヶ年計画
(昭和45～49年度) | 第5次5ヶ年計画
(平成2～6年度) | 第9次5ヶ年計画
(平成22～26年度) |
| 第2次5ヶ年計画
(昭和50～54年度) | 第6次5ヶ年計画
(平成7～11年度) | 第10次5ヶ年計画
(平成27～令和元年度) |
| 第3次5ヶ年計画
(昭和55～59年度) | 第7次5ヶ年計画
(平成12～16年度) | 第11次5ヶ年計画
(令和2～6年度) |
| 第4次5ヶ年計画
(昭和60～平成元年度) | 第8次5ヶ年計画
(平成17～21年度) | |

図6 多賀城跡附寺跡整備実績



写真3 東北歴史資料館



写真4 東北歴史博物館

(3) 政庁跡の整備

昭和 45 年（1970）に多賀城跡調査研究所が開始した環境整備事業は、まず政庁跡から着手した。範囲は、築地塀で囲まれた政庁跡と南面及び北側・東側の斜面とし、表示時期は政庁が荘厳な姿で本格的に拡充された奈良時代の第Ⅱ期を基本とした。

正殿、東西脇殿（現在の理解では東西殿）、南門と東西翼廊等の礎石建物跡を平面表示し、遺存する礎石はそのまま利用して露出展示し、欠失部は新材で補った。上面はカラーアスファルト舗装し、建物内部と軒廻りを色分けした。（写真 5）。東西通路・排水溝・正殿前面の石敷広場は露出展示とし、欠失部は新材で補った。築地塀跡は、ソイルセメントで盛土した後金網で覆い、表面をリシン吹き付けによって保護した。周囲にはサクラやアカマツなどを主体に植樹し、石敷広場にあるサクラと北東部にあった多賀城神社の社林は残している。内部の園路は砂利敷きとし、東辺築地塀跡の内側にあった南北通路は東側に移設して管理用道路兼園路とした。政庁跡は県による整備として最初の地区であり、建物跡や築地塀跡の表現手法には今日的な観点からは必ずしも十分とは言えないが、多賀城跡の中心部をまず整備し、来訪者が理解しやすい状況を生み出しえたものと言える。

また、これらの整備を進行するなか、昭和 51 年（1976）に管理団体である多賀城市（教育委員会）により策定された保存管理計画に基づき、昭和 53 年（1978）にはそれまでの実績を含めて前期・中期・後期 10 か年の整備計画（第一期長期基本計画）を立案した。

昭和 55 年（1980）からの中期 10 か年計画（第 3 次及び第 4 次 5 か年計画）では、前期に引き続き南門地区整備を行うとともに、東北歴史資料館（東北歴史博物館の前身）や政庁地区を中心とした見学園路や便益施設の設置を続けた。さらに、外郭南門跡丘陵部の公有化済み範囲の整備完工後には、政庁南大路北半部の地形修復や道路復元に着手した。これにより、昭和 62 年（1987）までに政庁から外郭南門周辺において来場者を迎え入れる環境がおおよそ整った。

しかしながら政庁地区ではその後の発掘調査で第Ⅱ期の建物配置に新たな知見が得られ、当初の遺構表示を修正する必要が生じていた。また、既整備箇所の劣化も進んでいたため平成 20 年度（2008）から平成 26 年度（2014）にかけて再整備を実施した。建物跡では、第Ⅱ期に東西の脇殿・東西の楼・後殿・北殿が存在したという発掘成果に基づき、これらの平面



写真 5 昭和 48 年度完成の政庁整備状況



写真 6 平成 26 年度完成の政庁再整備状況

表示を追加した。地形・景観を損ねない程度に建物部分を盛土した上で石積みの化粧をもつ基壇を築き、新材の礎石を置いた。上面は政庁内の既表示建物と統一性をもたせるべくカラーアスファルト舗装とした（写真6）。なお、東日本大震災により、正殿と政庁南門・翼楼跡の上面舗装に亀裂や歪みが生じたため、これらもあわせて修理した。正殿は修理に先立って再調査を行っている。

築地塀跡は、ソイルセメントの劣化が進んで遺構保護と景観保全にとって問題となっていた。再整備では、ソイルセメントを除去して改めて盛土整形し、表面には張芝を施した。園路は既存のものを当初と同様に砂利敷きで修理し、北殿の南北には管理用道路を兼用する園路を設置した。ほかに政庁跡北東部と西辺の外側では、樹木が鬱蒼と繁茂していたため間伐を行い、城内を明るくした。

（4） 建物復元の検討

建物復元の検討は、多賀城市による第二次保存管理計画を端緒とする。昭和62年(1987)に成った本保存管理計画では、環境整備の項にて建物立体復元構想が明文化された。これに基づき、多賀城市では復元整備事業の専任の係を設置し、平成2年(1990)より立体復元事業の検討を開始している。

検討にあたっては有識者委員会を組織し、事業対象区域を政庁から南門地区にわたる5haに設定して政庁と外郭南門（および築地）を復元検討の対象遺構とした。そして基本設計をすすめる過程において、政庁は遺構保存と実現可能性の観点から将来的に復元を検討することし、まずは外郭南門と築地の一部を立体復元することに決定して復元実施設計を平成6年(1994)に完成させた。

また、これに合わせて宮城県では、立体復元整備事業の対象地区内の整備活用計画図を作成した。このときの計画では、南門－政庁間の整備そして復元事業は第7次5か年計画(平成12年～16年(2000～2004))での実施を予定していた。しかし、諸事情により多賀城市の立体復元事業が一時休止となり、県での整備計画も繰り延べとなった(図7)。

一方、政庁をはじめとする中枢部の調査はこれ以降も着実に積み重ねられた。政庁地区では第Ⅱ期において東西の脇殿および楼の存在が判明し、その成果をもって平成20年度(2008)から追加整備

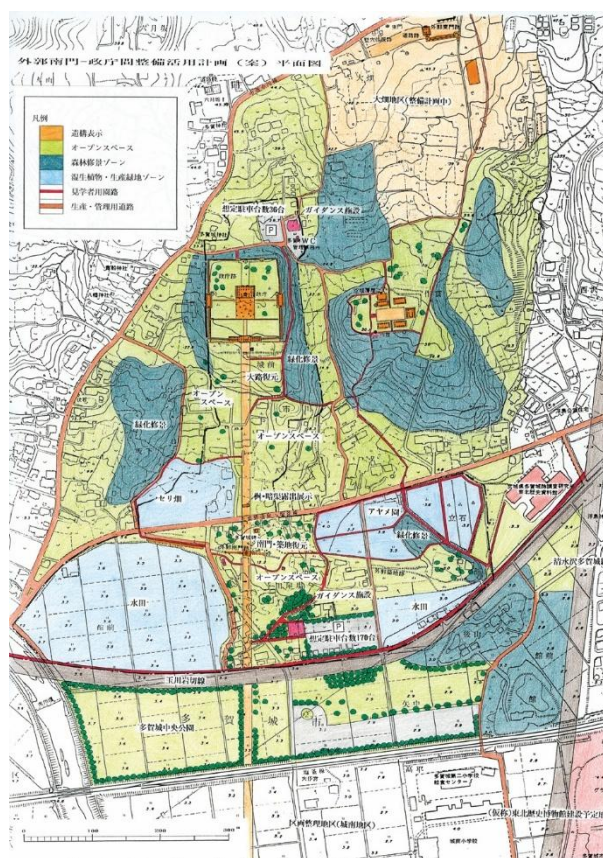


図7 外郭南門-政庁間整備活用計画

及び再整備事業をおこなったのは前述のとおりである。また、城前地区では丘陵斜面を造成して床張建物が規則的に配置される官衙の様相が明らかになったほか、鎮守府の存在を示す木簡が出土するなど重要な成果が得られた。さらに、政庁南大路の調査では第Ⅰ期の外郭南門の存在も確かめられ、中枢部整備に供する情報は充実していった。

(5) 創建 1300 年に向けた整備

平成 23 年 (2011)、東日本大震災以前から検討をすすめていた第 3 次保存管理計画が多

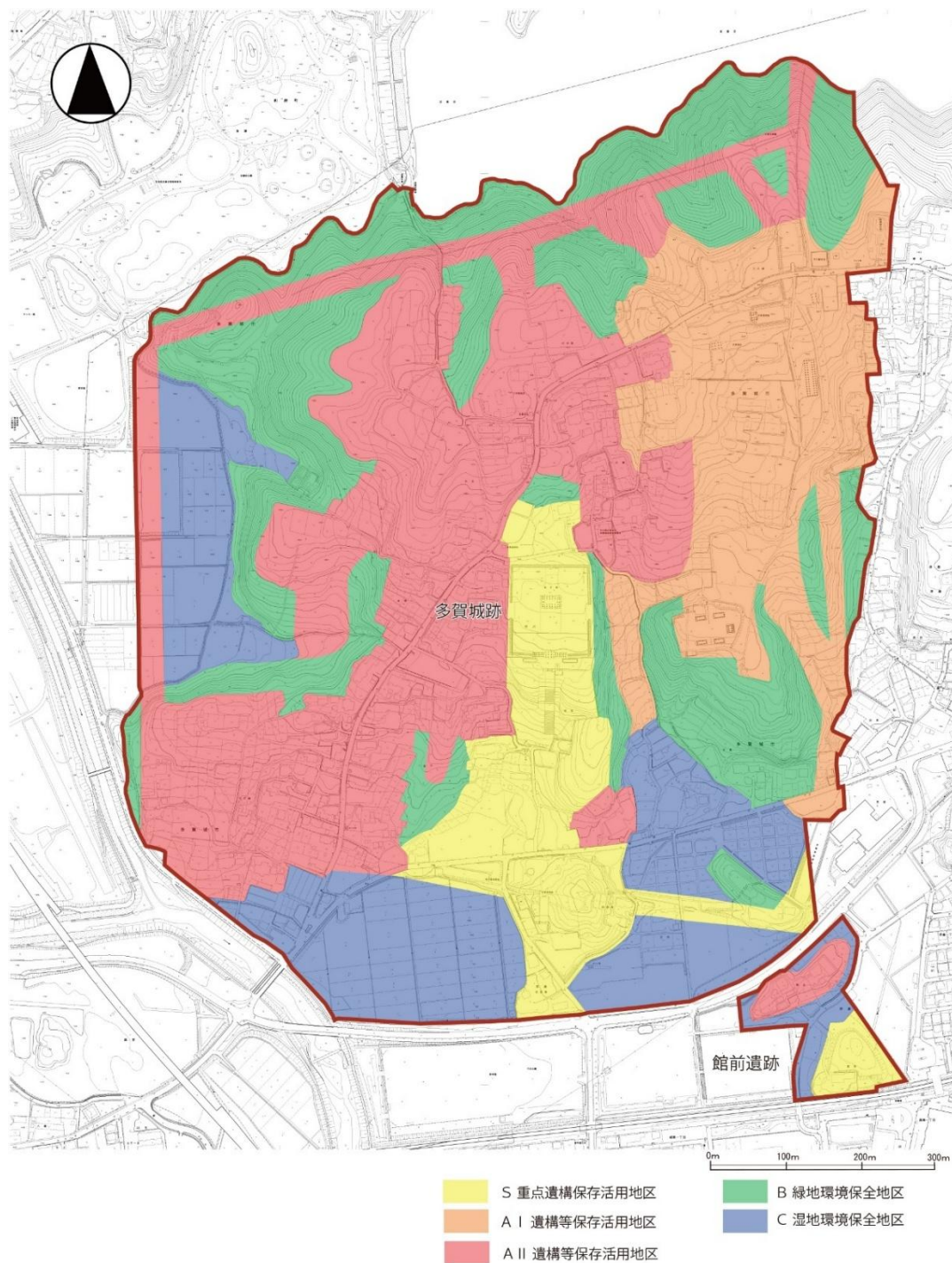


図 8 第 3 次保存管理計画地区区分

賀城市により策定され、新たな目標として、多賀城跡を構成する要素のみならず地域の歴史文化遺産もあわせて活用していくこと、地域住民との共存と管理運営面での共営を目指すことなどが加えられた。また、地区ごとの整備の基本方針と計画のイメージも示され、凍結していた外郭南門の建物復元とその周辺整備を当該保存管理計画期間中に中心的事業として多賀城市が実施することとした。さらに、同年策定された多賀城市歴史的風致維持向上計画においても、多賀城跡を重点区域の中核と捉え、南門の復元及びその周辺環境の整備を震災復興のシンボルとして重点事業の一つにあげた（図8・9）。

ここに多賀城市は、多賀城創建1300年を迎える平成36年（令和6年）の完成を目途に、平成24年（2012）より外郭南門と築地の立体復元の検討を再開した。また宮城県では、平成20年（2008）から実施していた政庁地区再整備に引き続き、南門から政庁にかけての整備に取り掛かる計画を立案した。さらに、多賀城跡全体を見据えた共通の整備基本方針と計画を示すため、平成28年（2016）には『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』を策定した。この計画に基づき、宮城県では多賀城市実施の外郭南門立体復元事業と併せて、政庁南面地区整備を実施することとした。

しかし、多賀城跡の威容と広大さを示す歴史的環境を創出する上で、これまで行ってきた断片的整備では十分な効果が得られず、多賀城市が震災からの復興と創建1300年を記念して実施する外郭南門立体復元の効果も半減することから、宮城県が担当する政庁から南門に至る中軸部の整備も総合的に実施する必要がある。このことから、平成29年度（2017）から令和6年度（2024）までの整備事業を宮城県の総合計画『宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画』の重点事業に位置付け、「多賀城創建1300年記念総合整備活用事業」として実施した（図10）。

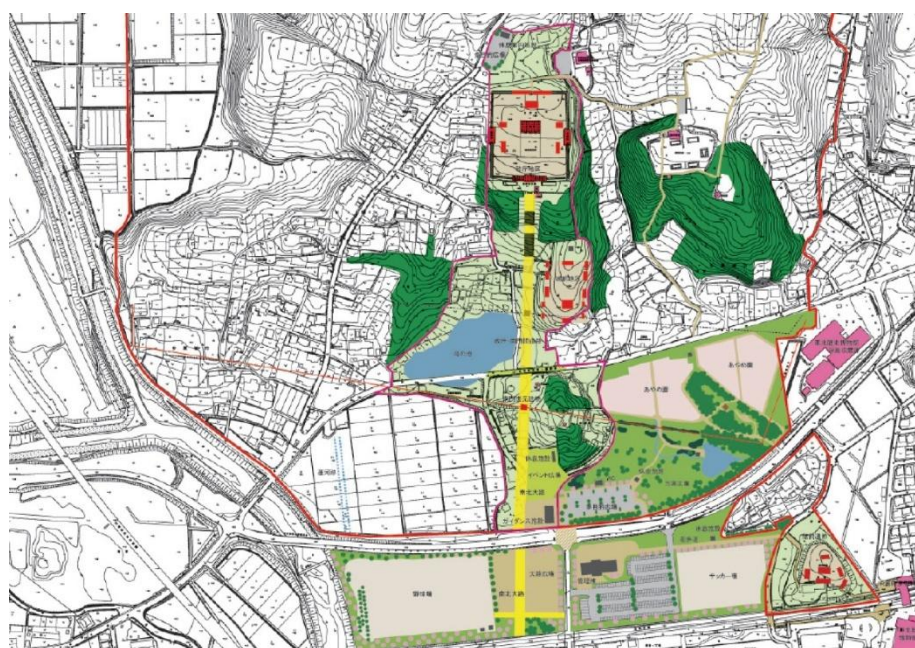


図9 整備活用計画マスタープラン（S重点遺構保存活用地区周辺）

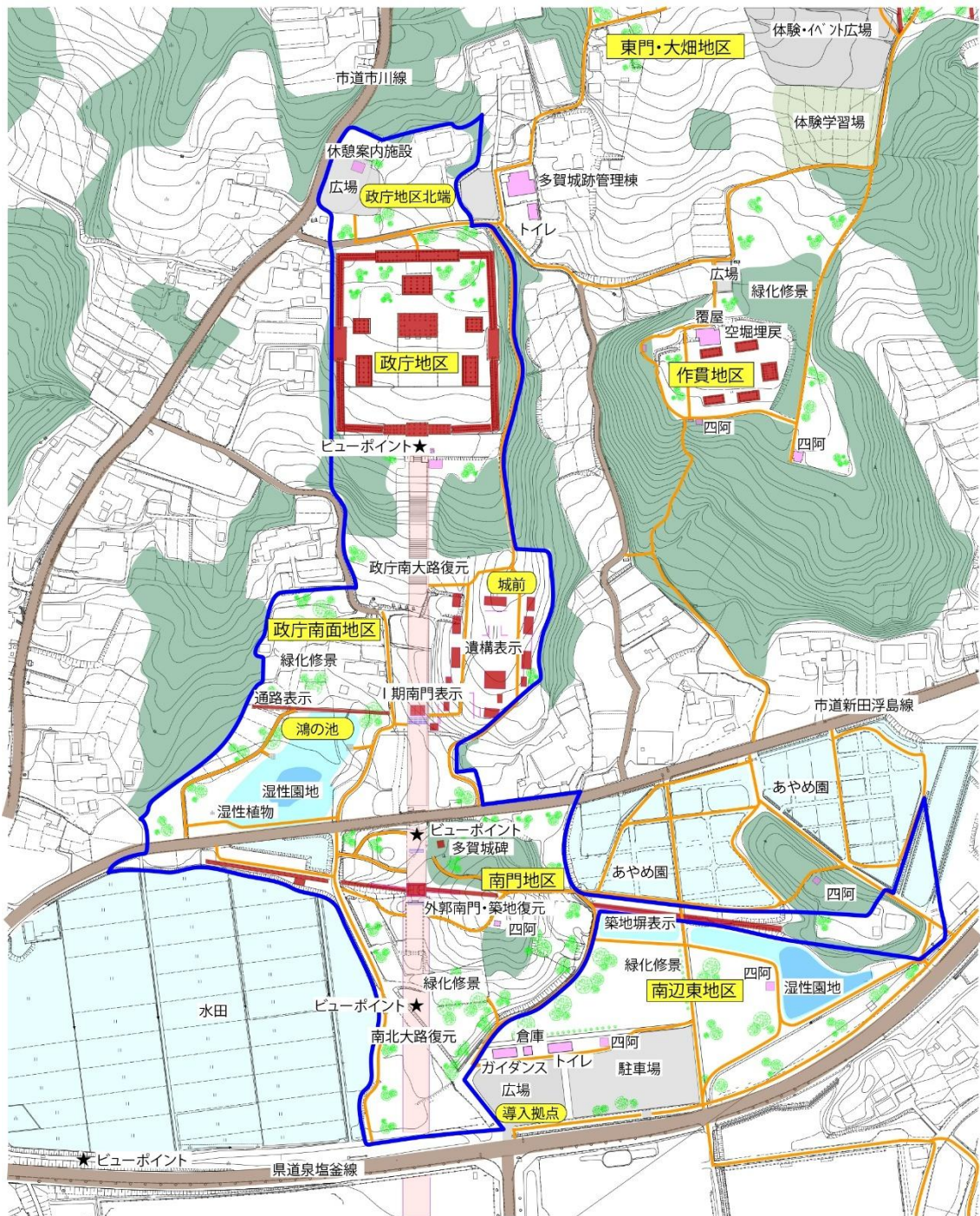


図 10 S 重点遺構保存活用地区整備基本計画図

(6) 多賀城創建 1300 年記念事業とその後

宮城県が担った「多賀城創建 1300 年記念総合整備活用事業」では、完工した箇所を随時公開し、令和 3 年 (2021) 10 月に政庁南大路の開通式、令和 4 年 (2022) 10 月に城前地区官衙のプレオープンセレモニーを行ってきた。そして、創建 1300 年を迎えた令和 6 年 (2024) 9 月に外郭南門立体復元事業に先んじて工事が完工すると、城前地区官衙の構造復元展示

や床張建物を舞台として実行委員会や各種団体が主催する「光の道 Art プロジェクト」「万葉大茶会」「創建千三百年記念式典」などが開催されたほか、政庁南大路をランウェイに見立てたファッションショーも行われた。

なお、宮城県としては、政庁跡にて3Dホログラムの復元、城前地区官衙やあやめ園にてBARブース・グルメブースの出店、城前地区官衙にて郷古廉ヴァイオリンコンサートを行うなど、政庁および政庁南面地区一体を活用した創建1300年記念イベントを開催した。その後令和7年(2025)4月、多賀城市が進めていた外郭南門立体復元が完工し、あわせてガイダンス施設もグランドオープンに至った(写真7~9)。

ここまで事業を推進してきた創建1300年記念事業は、経済効果として試算額90億円を超え、当初の想定値を超える波及が多賀城市内はもとより宮城県内にもたらされる結果となった。また、1,000を超える関係者・関係団体による関連商品の開発や連携したイベント



写真7 南門—政庁南面地区整備完成状況



写真8 ガイダンス施設



写真9 イベントの様子

等が創出されたことから、地域活性化のスプリングボードとなったといえる。多賀城市民が多賀城を誇りに思う気持ち（シビックプライド）が創建 1300 年事業への参加、サポート活動への参画を通して醸成されたことがうかがえることから、新たなまちづくりの一步、さらには 1300 年の取組を通して育まれた想いとして未来へとつながることが予測されている。

現在、特別史跡指定地南側に隣接する多賀城市中央公園ではスケートボードパークが整備され、今後、特別史跡多賀城跡附寺跡への人の流れはこれまでと異なるものになるとみられ、来訪の目的もイベント・観光・散歩のみならず多様化することが予測される。またこれらの変化に応じて、さらなる県民・市民のシビックプライドの醸成や、多賀城跡に対する意識の高まりが期待されている。

3 政庁復元整備に向けた現状と課題

多賀城のなかでも政庁は、東北地方における古代国家の統治の在り方を象徴する歴史遺産であり、学術的・文化的価値が極めて高い。しかしながら、現状ではその価値が十分に伝わっておらず、保存と活用の両面において、いくつかの課題を抱えている。したがって、今後は建物復元の可能性も含め、現代にふさわしい史跡の整備・運用のあり方を検討し、価値を高めていくことが求められる。

(1) 現状

① 政庁跡の価値と史跡整備の状況

- ・多賀城跡は、平城宮跡・大宰府跡と並び「日本三大史跡」の一つとされる国の特別史跡である。
- ・長年にわたる発掘調査により、政庁の構造や規模、建物等の仕様などが明らかとなっている（写真 10）。
- ・政庁跡は多賀城内で最初に本格的な学術調査が行われた地区であり、その後の整備計画の出発点となった。
- ・政庁跡には礎石や石組、築地塀の痕跡などの遺構が残り、これまで環境整備で礎石・石組・石組溝などは露出展示されている。
- ・建物の遺構は基壇上に当時の礎石や補填した礎石を配置し、柱の位置を平面的に示して



写真 10 多賀城正殿の発掘調査風景



写真 11 政庁のサクラ



写真12 歴なび多賀城
ホームページ (HP より)

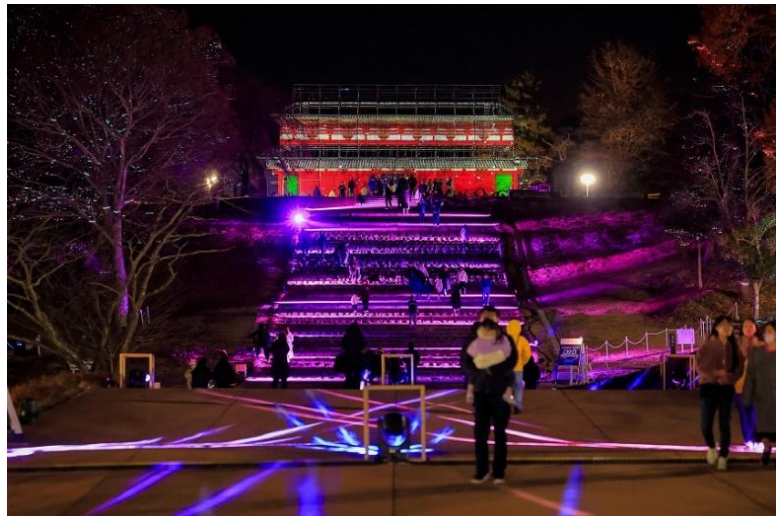


写真13 3Dホログラム

いる。

② 政庁跡の利活用の状況

- ・周辺は公園的に整備されており、自由に散策・見学が可能な空間となっている。
- ・説明板や野外模型、AR アプリによる復元イメージなどの情報提供が行われている (写真12)。
- ・サクラ等が植栽されており、春には花見の場として市民にも親しまれている (写真11)。
- ・令和6年(2024)の「創建1300年記念事業」では、政庁地区で3Dホログラムによる演出が行われ、観光資源としての可能性が示された (写真13)。

(2) 課題

① 政庁の価値を理解する上での課題

- ・遺構の表現が抽象的であり、一般来訪者にとって歴史的価値や意義が伝わりにくい。
- ・建物が現存しないため、視覚的・体験的にイメージしにくく、理解の深化が難しい (写真14)。
- ・政庁の平面的な広がりには理解できるが、建物の高さや奥行き、それらが建ち並ぶ様子などの立体的スケール感が伝わらない。

② 政庁の利活用上の課題

- ・全国的に見て、観光地としての知名度・集客力は限定的である。
- ・平城宮跡や大宰府跡と比較して認知度が低く、修学旅行・歴史探訪の目的地として選ばれにくい。
- ・見学者のための休憩場所や滞在施設が少なく、長時間の滞在が難しい。



写真14 政庁正殿

- ・案内サービスや飲食、物販などの受け入れ環境が整備されていない。
- ・散策ルートや見学動線が明確でなく、移動手段や回遊性に課題がある。
- ・政庁跡に人を引きつけるような仕掛けや体験型コンテンツが不足している。
- ・リピート来訪を促すような施設やイベントの整備が不十分である。
- ・多賀城市民は1300年記念事業でシビックプライドが一定程度醸成されたが、若年層の間では史跡への認知・関心が低い傾向が認められ、地域資源としての活用が進みにくい。

③ 政庁復元における学術的・技術的課題

- ・これまで政庁の復元に関する検討は、昭和・平成期に展示模型の作成を目的として行われたものであり、近年の研究成果が十分に反映されていない。
- ・同時代の他の建築遺構との比較研究や新たな発掘成果に基づく再検討が求められる。
- ・実際の復元にあたっては、建築工法や使用材料の選定、文化財としての整合性の確保など、慎重な技術的検討が必要である。
- ・現存する遺構の保存や歴史的景観の保全と、現代的な施設整備とをいかに両立させるか、慎重な検討が必要である。

4 政庁復元整備の意義と目的

(1) 政庁復元整備の意義

多賀城跡は、奈良・平安時代に陸奥国の国府が置かれた歴史的拠点であり、東北地方における政治・軍事・文化の中心地として重要な役割を果たした広大な史跡である。現在は「多賀城跡附寺跡」として特別史跡の指定を受けており、その広大な範囲には、政庁跡や実務を担った役所跡、寺院跡、築地堀跡など多様な遺構が存在している。その中でも、特に政庁を復元することには、歴史的・学術的、教育的、観光振興や地域振興の側面で大きな意義があると考えられる（図11）。

① 歴史的・学術的意義

政庁は、奈良・平安時代の中央政権と東北地方を結ぶ地方行政の中枢として、政治的意思決定や政務が実際に行われた場所である。政庁復元は、当時の行政制度や政治の実態を具体的に理解し、歴史的空間を体験する上で非常に有効な手段である。

また、発掘調査や文献研究に基づいて行われる復元検討は、当時の建築技術や政治・儀礼

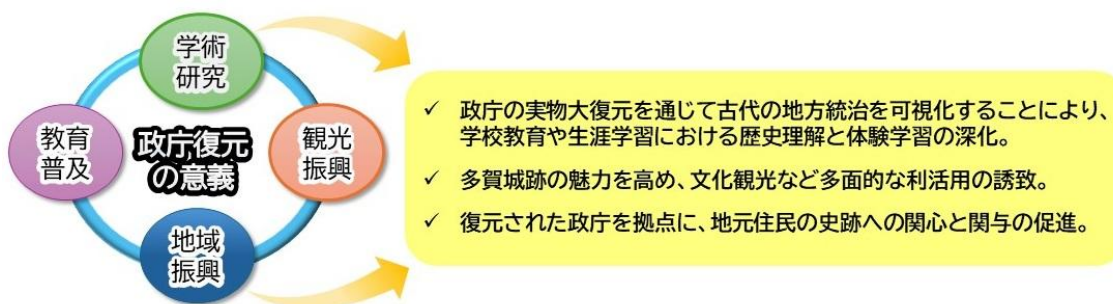


図11 政庁復元の意義と目的

文化・権力の象徴としての空間構成の解明に資する学術的意義を持ち、一般市民にも歴史の実像を伝える役割を果たす。さらに、そこから得られる知見は、歴史学や考古学、建築史学等の発展にも大きく貢献する。

② 教育的意義

政庁の復元は歴史教育において大きな価値を有する。実際の建物を目のあたりにすることで、政庁の規模や構造を具体的に理解できるだけでなく、写真や図面では伝わりにくい荘厳さを体験することが可能となる。特に子どもたちにとって、生きた歴史教材としての役割を果たし、歴史への関心と理解を深めるきっかけとなる点で教育的意義は極めて大きい。加えて、生涯学習の場として幅広い世代に歴史教育の機会を提供できる点でも大きな意義がある。

③ 観光振興的意義

多賀城跡は学術上の価値が特に高く、我が国の文化の象徴たるものとして特別史跡に指定されているものの、その広大さや遺構の抽象性のゆえに、一般の観光客には価値を理解しづらい側面があることも否めない。政庁の建物を復元することにより、視覚的にわかりやすい見学拠点が形成され、歴史を体感できる場として観光の核となることが期待される。

これにより、集客力が高まり、地域全体の観光振興が促進されるほか、復元政庁を中心とした歴史イベントや体験型プログラムの展開によって観光資源が多様化し、地元経済や関連産業の活性化にも寄与すると考えられる。

④ 地域振興的意義

政庁の復元は、地域住民にとっても郷土の歴史を視覚的に再認識する機会となり、地域への誇りと愛着を深めるものである。文化財が具体的なかたちで甦ることにより、地域アイデンティティの醸成が促され、コミュニティの結束や史跡保護への参加意識も一層高まることが創建 1300 年を契機とした諸活動でも明らかになった。

さらに復元政庁を核とした地域イベントや交流の場は、地元住民と訪問者の新たなつながりを生み出し、地域文化の振興とともに、持続可能な地域づくりに資する重要な契機となる。

このように、多賀城政庁の復元は、古代東北の政治の中心を具体的に再現する取組みの中で、歴史の実態解明や学術研究に貢献するものであるとともに、体験学習の場として活用され、歴史理解を深める機会の提供が可能となる。また、観光資源としての魅力を高め、地域経済の活性化にもつながる。

(2) 政庁復元整備の目的

多賀城跡においては、これまで 50 年以上に渡って整備事業を実施し、政庁地区をはじめいくつかの地区で建物跡の平面表示等を実施してきた。しかし、政庁地区とともに多賀城の中軸を形成する政庁南面地区と南門地区の整備については、早くから計画に載せて実施を目指してきたが、諸般の事情により実現に至っていない。古代の多賀城を実感できる歴史的空間の整備は不十分であると言わざるを得ない状況である。

このような状況と、復元整備の意義を踏まえ、復元整備の目的を以下の 3 点として、取り

組みを促進する。

- 1 政庁の実物大復元を通じて古代の地方統治空間を可視化することにより、学校教育や生涯学習における歴史理解と体験学習の深化に資する。
- 2 歴史的空間の再現により、多賀城跡の魅力を高め、文化観光のほか、多面的な利活用の誘致に資する。
- 3 復元された政庁を拠点に市民参加型のイベントや学習活動が可能となり、地元住民の史跡への関心と関与の促進に資する。

5 多賀城政庁跡の目指すべき姿

(1) 基本理念

古代東北の政治・文化の中心であった多賀城の中枢部・政庁の往時の姿を体感し、親しむことができる場として復元整備を進め、その歴史的価値を伝えるとともに、多様な主体による学びと交流を育む歴史探求の拠点を目指す。

(2) 復元整備の表現時期

昭和45年度(1970)から実施している多賀城跡環境整備事業では、政庁や南門、政庁南大路や城前地区官衙など、政庁から南門に至る一帯の整備において、来訪者に多賀城跡の歴史的価値と特性が実感できるよう、多賀城が最も機能と荘厳さを備えていた第II期(天平宝字6(762)年～宝亀11(780)年；奈良時代)の姿を表現時期としてきた。

政庁の復元整備においても、これまでの整備との整合を図り、政庁を中心とする地区の特性を来訪者に効果的に伝えるため、その方針を引き継いで、遺構の表現時期は第II期とする方向で検討を進める(図12)。

(3) 復元整備の対象遺構

復元整備の意義及び目的に示したとおり、政庁は複数の建物で構成される古代の統治空間であり、その歴史的・学術的価値及び空間構成を来訪者が立体的に理解し、実感できるようにすることを復元整備の目的とする。このため、復元整備の対象は、発掘調査により確認されている第II期の政庁空間を構成していた建物や築地塀、石敷広場、石組溝など全ての遺構とし、これらを一体的に復元整備することが望ましい(写真15)。

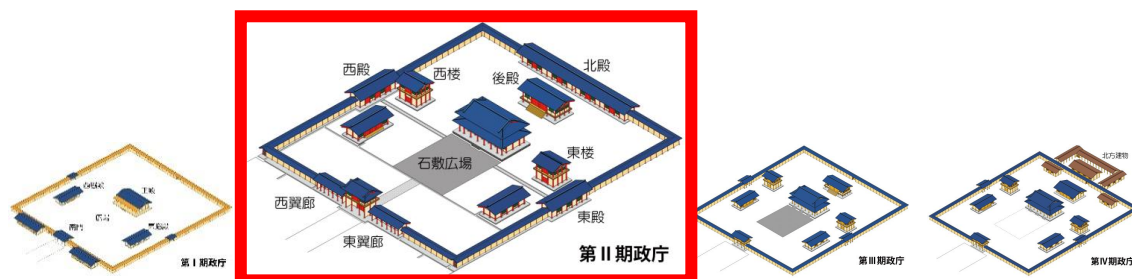


図12 第II期政庁

(4) 復元整備の基本方針

① 遺構の確実な保存を最優先とする

地上に表れている遺構に加え、地下に埋蔵されている遺構も含めて、それらのすべてを損なわないよう適切な保存措置を講じ、歴史的価値を保ちながら復元整備を行うことが必要である。

② 学術的根拠に基づく整備とする

計画、設計、施工の各段階において、考古学、歴史学、建築史学等の調査研究成果を十分に取り入れ、当時の建物と空間の歴史的特徴を正しく再現することに努める。

③ 伝統的な材料・工法を基本としつつ、安全性・耐久性に配慮する

学術的根拠に基づいた本来の材料や工法で整備を進めることを基本とし、強度や安全性、耐久性等の確保が必要な場合には、現代的な材料・工法を適切に併用することを検討する（写真16・17）。

④ 段階的かつ公開性の高い整備を進める

今後の調査、設計、施工の状況や、予算措置等の事業執行上の課題を踏まえ、整備は段階的に進めることを想定する。また、進捗に応じて工事の公開や情報発信を行い、地域住



写真 15 政庁復元模型



写真 16 外郭南門



写真 17 城前官衙構造復元建物

民や来訪者との理解と協働を深める。

⑤ 快適で知的好奇心を喚起する場に整える

史跡の歴史的・文化的価値を損なわないように配慮しつつ、見学動線や休憩空間の設定など、来訪者が快適に利用できる環境を整えることが期待される。

6 整備のすすめ方

本事業の推進にあたっては、多賀城市が策定する保存活用計画及び宮城県が策定する整備基本計画に本方針を位置付け、その上で、有識者委員会を設置し、学術的知見に基づく政庁復元整備基本計画の策定および基本設計の実施が見込まれる。これらの内容については、文化庁の復元検討委員会における審議を受け、復元根拠の学術的妥当性と、史跡の現状変更の正当性を確保した上で、復元整備を進めることが必要となる。

整備の実施にあたっては、建物ごとに復元根拠となる史資料が異なることに加え、適宜、文化庁や関係機関との協議が必要となることから、事業期間が長期に及び、多額の事業費となることが想定される。このため、事業の確実かつ計画的な推進を図る観点から、段階的な整備工程を設定するものとする。工事着手については、政庁における行政実務や重要儀式の中核となった正殿から開始し、復元整備の象徴的段階として位置付ける。あわせて、整備の工程を適切に公開することにより、事業内容及び進捗状況の可視化を図る。

また、整備の各段階において、地域住民や県民の理解を得ながらシビックプライドの醸成を図るとともに、地域住民や県民が参画できる仕組みを構築し、事業への理解と支持を得な

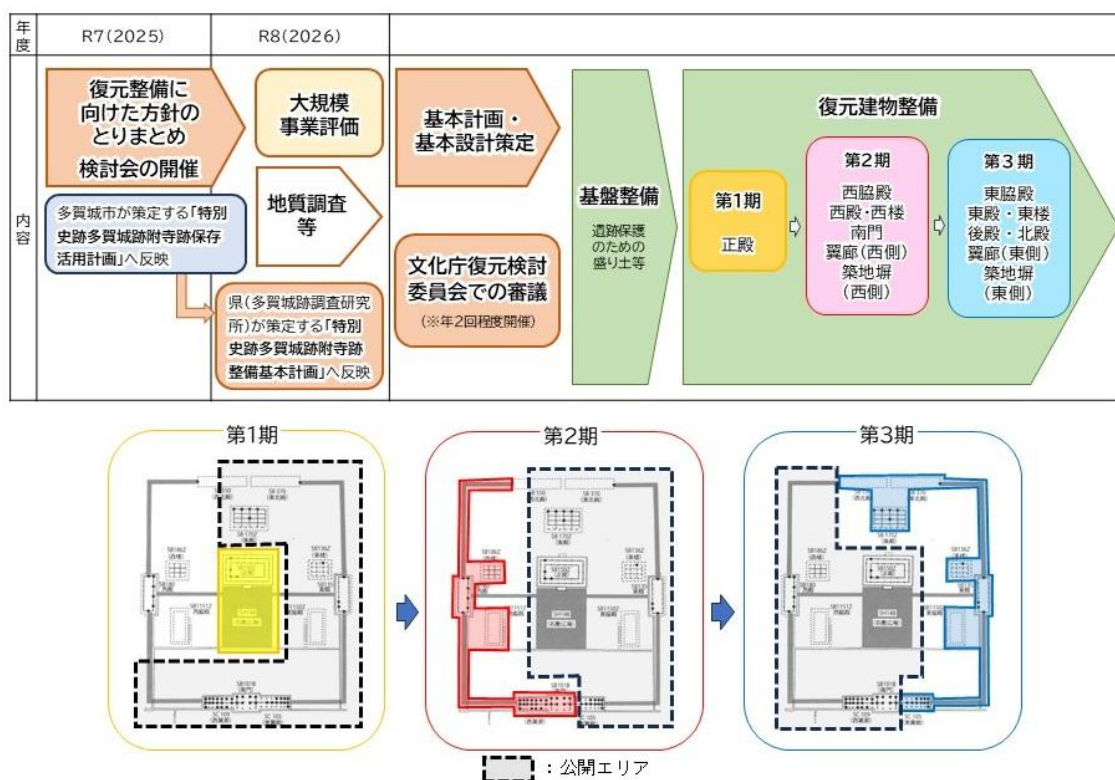


図 13 復元整備のスケジュール

がら、復元整備事業を計画的かつ着実に推進するものとする（図 13）。

7 活用の方向性

【政庁跡】

① 復元建物内部の展示公開

整備する政庁の各建物は、学術的な考察に基づいた復元をおこない、古代空間を再現することで「空間展示機能」を持たせる。併せて、政庁さらには多賀城全体の歴史的・文化的な役割や機能の理解に資するため、内部を利用した「情報展示機能」を充実させる。なお、情報展示にあたっては、東北歴史博物館が有する「実物展示機能」を意識し、それぞれが誘導を図れるよう考慮する。

また、これら機能を備えるにあたり、来場者が安全で快適に利用できるよう、可能な限りバリアフリーへの配慮や防災設備等を整えることが望ましい（写真 18）。



写真 18 展示例



写真 19 首里城における復元整備の公開



写真 20 政庁南大路での活用例

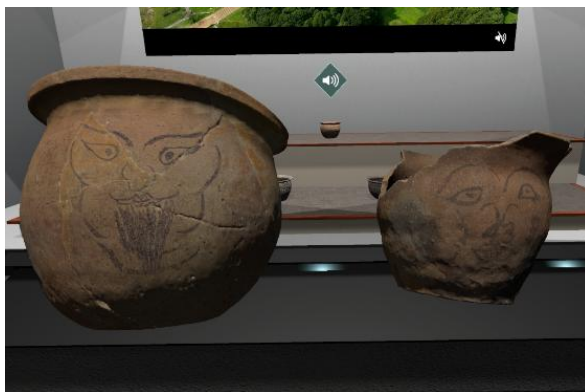


写真 21 VRミュージアム



写真 22 シアター「多賀城炎上」

② 復元整備過程の情報発信

「6 整備のすすめ方」のとおり、復元整備工事を魅力あるコンテンツとして情報発信するため、適時での現場公開を促進するとともに、他の復元整備事例などを参考に常設の公開方法についても検討する（写真 19）。

③ 政庁での体験・学習機会の創出

整備する建物を「五感で体感する教材」と位置付け、効果的な体験・学習機会の創出に努める。さらに、復元建物が地域における創造的な社会活動の場となるよう、人材育成や教育普及をすすめる。また、持続可能な社会づくりの担い手を育てるため、学校教育とのソフト創出にも力を入れる（写真 20）。

【政庁跡を含む多賀城跡全域およびその周辺】

④ 史跡のハブ機能の強化

政庁復元と併行し、東北歴史博物館においては、最新技術を導入した体験型・多面的な展示や案内を整備するなど、スマートミュージアム実現に向けた先進的な取組推進を検討する。また、広大な史跡の導入口には、史跡巡りに供するデジタルデバイスの運用やモバイルサービスの検討をすすめ、周遊促進を図る（写真 21・22）。

⑤ 体験共創型の史跡への転換

政庁復元整備事業を契機として、多賀城跡を「見るだけの場所」から「体験を共創する場所」に変化させるため、文化財の保存・活用の基本を厳守しつつ、多様な意見を取り入れながら活用手法を検討していく。

8 推進体制

多賀城跡は、多賀城市が史跡の管理団体として管理を行い、宮城県が調査及び整備を担っており、政庁復元整備も基本的にはこれまでと同様の役割分担で事業を進めることとするが、史跡の保存と活用を一体的に推進していくためには、保存を前提とした活用を通じて、持続的な管理運営につなげていく視点が重要である。このため、政庁復元整備にあたっては、宮城県及び多賀城市の行政内部の横断的連携に加え、民間事業者や県民等とのパートナーシップを構築していく必要がある。具体的には、多賀城跡のみならず、その周辺を含めた地域振興や観光活用との連動を視野に入れつつ、地域が主体となって継続的に活動を展開できるような仕組みの構築や、官民の多様な主体が参画するエリアプラットフォームの構築などについて検討を進める。

なお、管理運営は、政庁に限定することなく、多賀城跡全体を対象とした一体的な体制で行うことが望ましいことから、これを前提として、今後具体的な在り方について検討を行うものとする。